【法務省】

矯正業務

（直接行政サービス事業：直接型）

参考情報

個別事業のフルコスト情報の開示について

◎目的

○　政策別コスト情報は、省庁の政策ごとのコストを表示したセグメント情報であり、人件費や事務費を含むフルコストで特定の政策に係る費用を一覧できるようにすることにより、①コストの経年変化や他事業との比較分析を可能とし、②行政活動に関する国民の理解の促進を図ること等を目的として作成・公表しております。一方、政策別コスト情報には一つの政策単位に複数の事業が含まれており、コストの集計単位が大きいためにフルコストの分析が難しいといった課題があります。

○　財政制度等審議会財政制度分科会法制・公会計部会に設置した「財務書類等の一層の活用に向けたワーキンググループ」での議論をとりまとめ、平成 27 年 4 月 30 日に公表した「財務書類等の一層の活用に向けて（報告書）」では、「フルコスト情報の把握」をあげております。

「財務書類等の一層の活用に向けて（報告書）」（抜粋）

第２　活用の方向性

（３）行政活動の効率化・適正化のための活用

インフラ資産台帳の整備やフルコスト情報の把握・活用により、行政活動の効率化・適正化が可能となるのではないか。

○　今回「政策別コスト情報の改善」の取組として、試行的に代表的な個別事業についてのフルコストを算定し、公表することとしました。

○　この取組により、以下のような効果があると考えられます。

①　個別事業ごとに要する人件費や事務費に加え、減価償却費や退職給付引当金繰入額といった現金収支を伴わないコストを含むフルコストが明らかになる。

②　国から交付された資金が最終的に国民に行き渡るまでにどのようなコストがどのくらい発生しているのかが把握できるようになる。

③　利用者１人当たりなどの「単位当たりコスト」を算出することにより、事業のボリュームを把握できるとともに、事業の効率性の分析が可能となる。

○　法務省の省庁別財務書類や政策別コスト情報の参考情報として、個別事業のフルコスト情報を国民の皆様に開示することにより、国民の皆様に法務省の政策に関する理解を深めていただくとともに、法務省職員のコスト意識を向上させ、より効率的・効果的な事業の執行に努めてまいります。

◎フルコスト情報の見方

（１）業務の概要

この業務がどのような内容なのか、誰のためにどのように役立つのか簡潔に記載しています。

（２）単位当たりコスト

フルコストをその行政サービスを利用した利用者数などで割って算出しています。業務の大まかなボリュームを把握するための指標となります。

（３）自己収入

当該業務の実施に伴って発生するコストの財源として、税以外で直接受け入れた収入を示しています。

（４）フルコスト・単位当たりコストの推移

フルコストの金額及び単位当たりコストの３年間の推移を表しています。

（５）フルコストの性質別割合

フルコストの総額におけるコストの内容の割合について表したものです。
当該業務においてどのようなコストの割合が多いのか明らかになります。

（６）財務分析

27 年度における当該業務に係る取組について財務情報を使って説明します。

（７）単位当たりコスト分析

単位当たりコストが増減した要因を分析して説明します。

（８）自己収入比率

フルコスト等算定事業のコストに対して、税以外で直接受け入れた収入の割合です。

政策：5　矯正処遇の適正な実施

矯正業務

○業務の概要

矯正業務では、被収容者の収容を確保し、その人権を尊重しつつ、刑事施設においては、作業や改善指導等、少年施設においては、教科指導や職業指導等、適切な処遇を実現することによって、刑事・少年司法手続の円滑な運営に寄与し、犯罪・非行を犯した者の再犯・再非行を防止し、新たな犯罪被害者を生じさせないという役割を担っています。

（参考）100%（当該業務のフルコスト合計／政策区分にかかるコスト合計）

被収容者１日当たりコスト
【フルコスト　÷　被収容者数　÷　365】

12,820　　円

（参考）被収容者１日当たりコスト
【（フルコスト－自己収入）　÷　被収容者数　÷　365】

12,643　　円

矯正業務にかかるフルコスト

291,883　　百万円

矯正業務にかかる自己収入

4,035　　百万円

（再犯防止に向けた矯正処遇等）

工場にて勤務する刑務官

改善指導等を行う刑務官

グループワーク
（薬物依存離脱）

職業訓練
（介護福祉科）

○フルコスト・単位当たりコストの推移

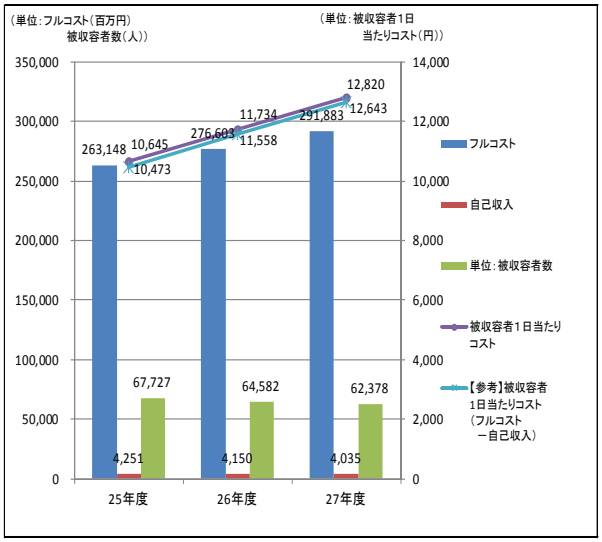

○フルコストの性質別割合

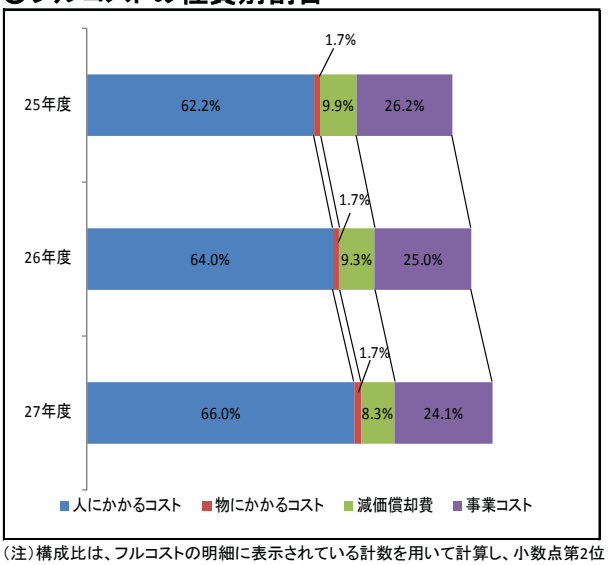

（注）構成比は、フルコストの明細に表示されている計数を用いて計算し、小数点第2位を四捨五入して表示しているため、合計が100%とならない場合があります。

1．財務分析

矯正業務の平成27年度のフルコスト情報の性質割合は、「人にかかるコスト」が66.0%、「物にかかるコスト」が1.7%、「庁舎等（減価償却費）」が8.3%、「事業コスト」が24.1%となっており、「人にかかるコスト」の割合が高いといった特徴があります。

これは、矯正業務は、保安警備、分類保護、作業、教育、医療、衛生など被収容者に対する処遇が適正に行われるよう、これら全ての業務において、職員が指導、監督しているという性格の事業であることから、人件費の割合が高い事業構造となっております。

平成27年度においては、フルコストの割合の高い「人にかかるコスト」が増加したことなどから、フルコストが増加（平成26年度：276,603百万円 → 平成27年度：291,883百万円）しました。

2．単位当たりコスト分析

平成27年度においては、財務分析のとおり「人にかかるコスト」の増加等に伴いフルコストも増加し、被収容者数は減少したため、被収容者1日当たりコストは、増加（平成26年度：11,734円 → 平成27年度：12,820円）しました。

フルコストの明細

（単位：百万円）

25年度			26年度			27年度		
Ⅰ 人にかかるコスト（人員数：23,263人）		163,656	人にかかるコスト（人員数：23,295人）		177,129	人にかかるコスト（人員数：23,299人）		192,539
（主な内訳）	金額	構成比	（主な内訳）	金額	構成比	（主な内訳）	金額	構成比
人件費	147,659	90.2%	人件費	160,862	90.8%	人件費	163,857	85.1%
賞与引当金繰入額	10,344	6.3%	賞与引当金繰入額	10,887	6.1%	退職給付引当金繰入額	17,604	9.1%
退職給付引当金繰入額	5,651	3.5%	退職給付引当金繰入額	5,379	3.0%	賞与引当金繰入額	11,077	5.8%
Ⅱ ①物にかかるコスト		4,593	①物にかかるコスト		4,565	①物にかかるコスト		4,906
（主な内訳）	金額	構成比	（主な内訳）	金額	構成比	（主な内訳）	金額	構成比
減価償却費 （主な内容：物品）	2,393	52.1%	減価償却費 （主な内容：物品）	2,388	52.3%	減価償却費 （主な内容：物品）	2,756	56.2%
庁費等 （主な費目：光熱水料、雑役務費、消耗品費）	1,956	42.6%	庁費等 （主な費目：光熱水料、雑役務費、消耗品費）	2,033	44.5%	庁費等 （主な費目：光熱水料、雑役務費、消耗品費）	2,191	44.7%
その他の経費 （主な費目：旅費、国有資産所在市町村交付金、諸謝金）	135	2.9%	その他の経費 （主な費目：旅費、国有資産所在市町村交付金、諸謝金）	134	2.9%	その他の経費 （主な費目：旅費、国有資産所在市町村交付金、諸謝金）	150	3.1%
その他	109	2.4%	その他	10	0.2%	その他	−191	−3.9%
②庁舎等（減価償却費）		25,957	②庁舎等（減価償却費）		25,786	②庁舎等（減価償却費）		24,159
Ⅲ 事業コスト		68,942	事業コスト		69,123	事業コスト		70,279
（主な内訳）	金額	構成比	（主な内訳）	金額	構成比	（主な内訳）	金額	構成比
矯正施設収容等業務費	47,328	68.6%	矯正施設収容等業務費	47,345	68.5%	矯正施設収容等業務費	47,525	67.6%
庁費等 （主な費目：雑役務費、借料及び損料、備品費）	18,906	27.4%	庁費等 （主な費目：雑役務費、備品費、借料及び損料）	19,099	27.6%	庁費等 （主な費目：雑役務費、借料及び損料、消耗品費）	19,964	28.4%
その他	2,708	3.9%	その他	2,679	3.9%	その他	2,790	4.0%

（注1）人にかかるコストの（人員数）は、「人にかかるコスト」等の算出に用いた「職員数」を参考として表示したものであり、本事業に実際に従事している「実員数」や「定員数」を表すものではありません。
（注2）物にかかるコストの（主な費目）は、当該コストの主な費目について金額の多い順に表しており、当初予算ベースで整理したものを参考として掲記しています。

（単位：百万円）

①	フルコスト合計 （Ⅰ＋Ⅱ①＋Ⅱ②＋Ⅲ）	263,148	フルコスト合計 （Ⅰ＋Ⅱ①＋Ⅱ②＋Ⅲ）	276,603	フルコスト合計 （Ⅰ＋Ⅱ①＋Ⅱ②＋Ⅲ）	291,883

○自己収入

（単位：百万円）

	25年度			26年度			27年度		
②	自己収入		4,251	自己収入		4,150	自己収入		4,035
	（主な内訳）	金額	構成比	（主な内訳）	金額	構成比	（主な内訳）	金額	構成比
	矯正官署作業収入	4,251	100.0%	矯正官署作業収入	4,150	100.0%	矯正官署作業収入	4,035	100.0%

（注）矯正官署作業収入は、政策別コスト情報上の自己収入ではないものの、矯正処遇の適正な実施に伴って発生する収入であることから、矯正処遇の適正な実施に係るフルコスト 情報の参考情報として掲記することとしています。

自己収入比率（②÷①）	1.62%	自己収入比率（②÷①）	1.5%	自己収入比率（②÷①）	1.38%

（単位：人）

③	単位：被収容者数	67,727	単位：被収容者数	64,582	単位：被収容者数	62,378

（単位：円）

被収容者1日当たりコスト （① ÷ ③ ÷ 365）	10,645	被収容者1日当たりコスト （① ÷ ③ ÷ 365）	11,734	被収容者1日当たりコスト （① ÷ ③ ÷ 365）	12,820

（単位：円）

(参考)被収容者1日当たりコスト （(① − ②) ÷ ③ ÷ 365）	10,473	(参考)被収容者1日当たりコスト （(① − ②) ÷ ③ ÷ 365）	11,558	(参考)被収容者1日当たりコスト （(① − ②) ÷ ③ ÷ 365）	12,643

【参考】フルコストの算定方法について

矯正業務に係るフルコストの算定にあたっては、政策別コスト情報を活用して算定しております。そのため、政策別コスト情報の共通費の配分方法を踏まえて各コストの算定をしております。

１．人にかかるコスト

矯正業務が属する政策区分全体の「人にかかるコスト」の金額を、矯正業務に細分化するにあたっては、その業務に主に従事していると整理できる「定員数」によって細分化しております。

２．物にかかるコスト

矯正業務が属する政策区分全体の「物にかかるコスト」の金額を、矯正業務に細分化するにあたっては、その業務に主に従事していると整理できる「定員数」によって細分化しております。

３．庁舎等（減価償却費）

矯正業務が属する政策区分全体の「庁舎等（減価償却費）」の金額を、矯正業務に細分化するにあたっては、その業務に主に従事していると整理できる「定員数」によって細分化しております。

４．事業コスト

矯正業務に係る事業コストとして認識しているコストを計上しております。

５．自己収入

矯正業務の実施に伴って発生するコストの財源として、税以外で直接受け入れた収入を計上しております。

矯正業務についての問い合わせ先
法務省大臣官房会計課　電話番号　03-3580-4111（内線：4367）

矯正処遇の適正な実施に係るフルコストの概要

刑事施設

刑事施設は，法律の定める手続に従って収容された受刑者，未決拘禁者等に，それぞれ刑罰，未決勾留等を執行するための施設です。
刑務所及び少年刑務所では，受刑者の資質や環境に応じ，改善更生の意欲を喚起し，社会生活に適応する能力の育成を図ることを目的として，矯正処遇（作業，改善指導，教科指導）を行っています。拘置所では，円滑な訴訟の遂行に寄与することを目的として，収容された被疑者，被告人の基本的人権を尊重しながら，身柄の確保，証拠いん滅の防止などを図っています。

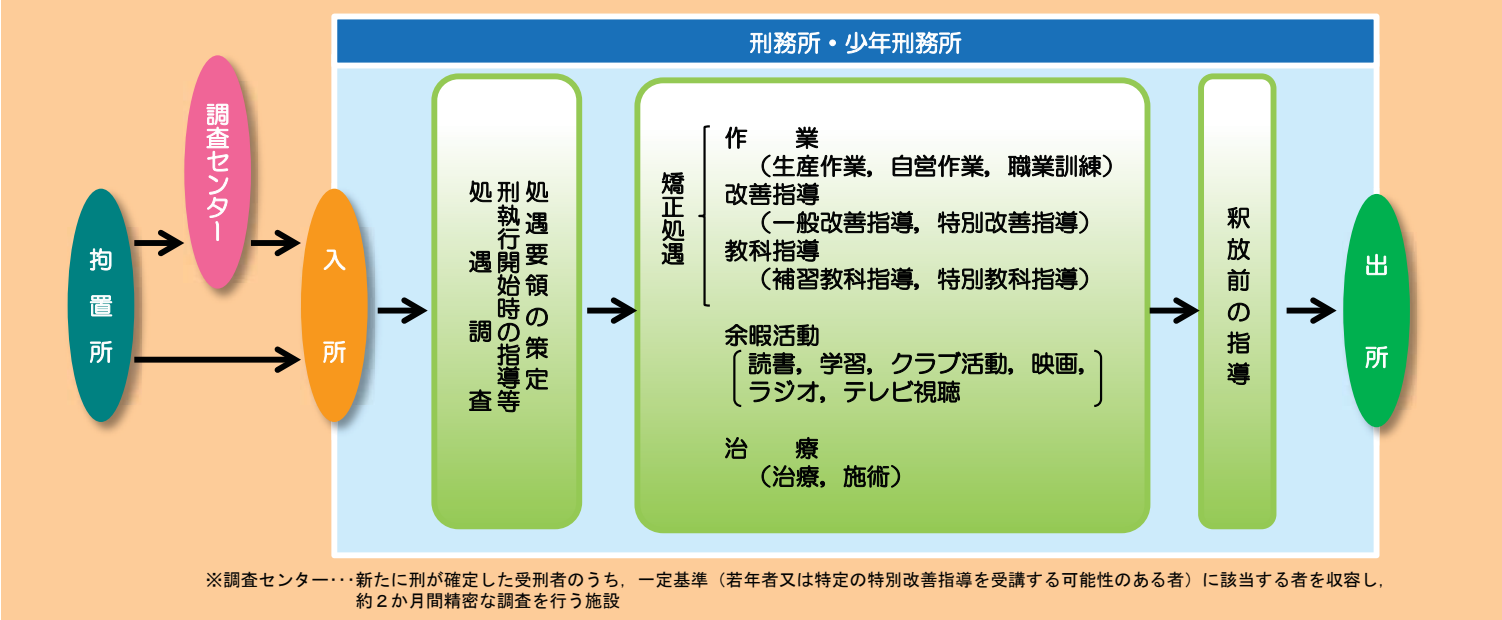

※調査センター･･･新たに刑が確定した受刑者のうち，一定基準（若年者又は特定の特別改善指導を受講する可能性のある者）に該当する者を収容し，約２か月間精密な調査を行う施設

少 年 院

少年院は，家庭裁判所から保護処分として送致された少年等を収容し，矯正教育等を行う施設です。矯正教育は，在院者一人一人の特性に応じた目標，内容，実施方法及び期間等を具体的に定めた個人別矯正教育計画を策定し，生活指導，職業指導，教科指導，体育指導，特別活動指導を組み合わせて行われています。また，社会復帰支援として，出院後に自立した生活を行うことが難しい少年等に対し，修学・就労の支援，帰住先の確保，医療・福祉機関との連携による継続的な支援などを行っています。

入院 → 処遇の段階３級［自己の問題改善への意欲の喚起を図る指導］ → 処遇の段階２級［問題改善への具体的指導］ → 処遇の段階１級［社会生活への円滑な移行を図る指導］ → 出院

矯正教育の内容

○ **生活指導**	善良な社会の一員として自立した生活を営むための基礎となる知識及び生活態度を習得させるための指導
○ **職業指導**	在院者の勤労意欲を高め，職業上有用な知識及び技能を習得させるための指導
○ **教科指導**	学校教育法（昭和22年法律第26条）に定める学校教育に準ずる内容に関する指導
○ **体育指導**	善良な社会の一員として自立した生活を営むための基礎となる健全な心身を培わせるための指導
○ **特別活動指導**	在院者の情操を豊かにし，自主，自律及び協同の精神を養うための指導

少年鑑別所

少年鑑別所は，主として家庭裁判所から観護措置の決定によって送致された少年を収容するとともに，家庭裁判所が行う少年に対する審判等のため，医学，心理学，教育学等の専門的な知識に基づいて，心身の状態を調査・診断し，非行の原因を解明して改善更生のための処遇指針を立てる施設です。
また，保護処分等の執行のため，少年院の長，保護観察所の長等の求めによる鑑別も実施しているほか，地域社会における非行及び犯罪の防止のため，非行，いじめ，家庭内暴力など一般の方々や学校の先生などの関係者からの相談に対し，専門的知識・技術を活用した助言その他必要な援助を行っています。

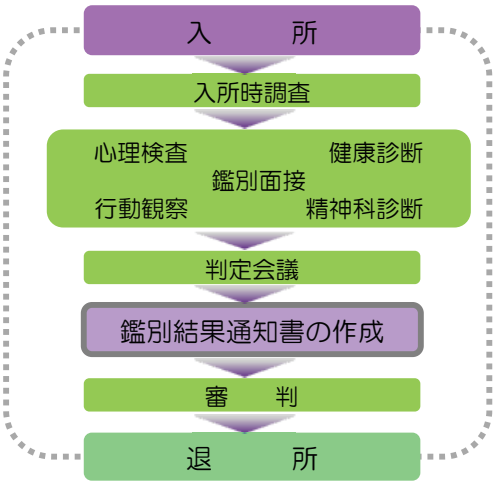

婦人補導院

婦人補導院は，売春防止法違反の罪を犯したため補導処分の言渡しを受けた成人の女子を収容して，更生させるために必要な補導として，被収容者の特性に応じた生活指導，職業補導などを行う施設です。

【法務省】

供託業務

（直接行政サービス事業：直接型）

政策：9　国民の財産や身分関係の保護

供託業務

○業務の概要

法務局，地方法務局又はこれらの支局（以下「供託所」といいます。）では，供託業務を取り扱っています。
供託業務は，供託の申請が受理されることにより，供託者が金銭，有価証券又は振替国債を国家機関である供託所に提出して，その管理を委ね，終局的には供託所がその財産をある人に取得させることによって，債務の弁済等，一定の法律上の目的の達成に寄与し，もって法秩序の維持・安定に資することを目的とするものです。

（参考）4%（当該業務のフルコスト合計／政策区分にかかるコスト合計）

供託事件1件当たりコスト
【フルコスト　÷　供託事件数】

8,650　　円

供託業務にかかるフルコスト

4,833　　百万円

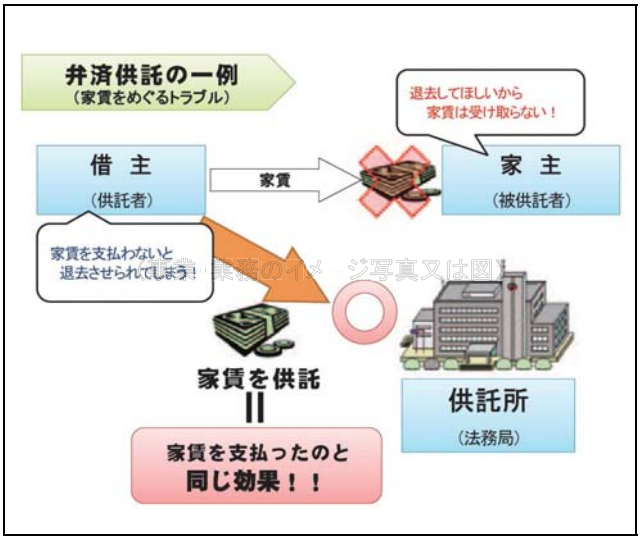

○フルコスト・単位当たりコストの推移

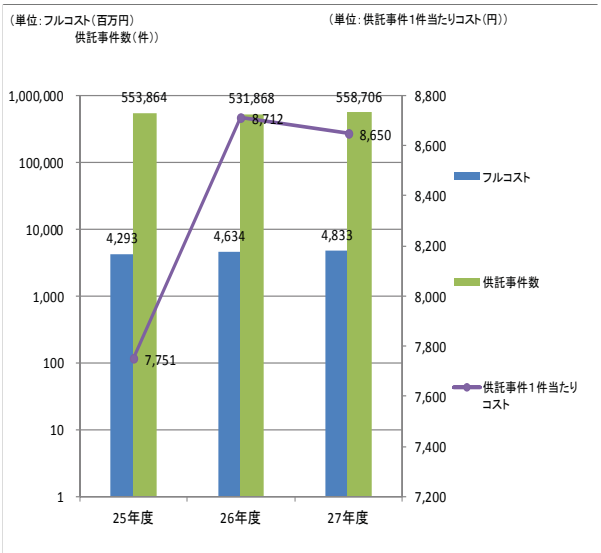

○フルコストの性質別割合

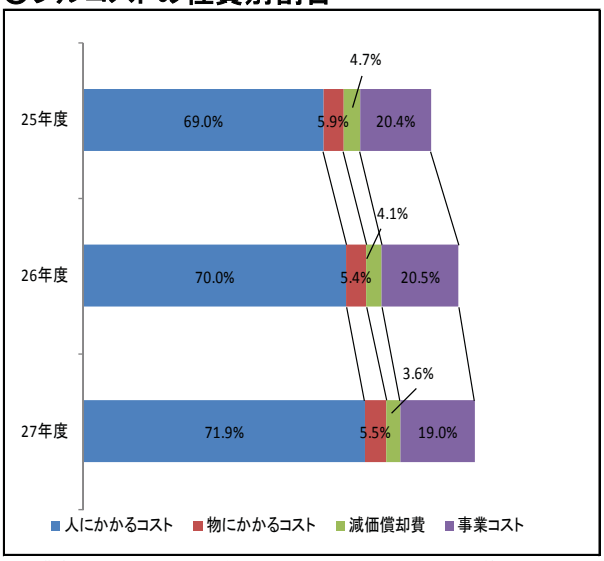

（注）構成比は、フルコストの明細に表示されている計数を用いて計算し、小数点第2位を四捨五入して表示しているため、合計が100%とならない場合があります。

1．財務分析

供託業務の平成27年度のフルコストの性質別割合は、「人にかかるコスト」が71.9%、「物にかかるコスト」が5.5%、「庁舎等（減価償却費）」が3.6%、「事業コスト」が19.0%となっており、「人にかかるコスト」の割合が高いといった特徴があります。
供託事業は、供託官等が供託に関する法令に基づき、供託書等の申請の受付、調査、受理等の受理手続や払渡請求書の受付、調査、認可等の払渡手続の供託事務を適正に取り扱っているものであることから、人件費の割合が高い事業構造となっています。
平成27年度においては、フルコストの割合が高い「人にかかるコスト」が増加し、その他のコストは概ね横ばいとなっており、平成26年度と比較して、フルコストが増加（平成26年度：4,634百万円→平成27年度：4,833百万円）しました。

2．単位当たりコスト分析

平成27年度においては，財務分析のとおり「人にかかるコスト」の増加等に伴いフルコストが増加しましたが、供託事件数も増加したため、供託事件1件当たりコストは、減少（平成26年度：8,712円→平成27年度：8,650円）しました。

フルコストの明細

（単位：百万円）

25年度			26年度			27年度		
Ⅰ 人にかかるコスト（人員数：386人）		2,962	人にかかるコスト（人員数：384人）		3,245	人にかかるコスト（人員数：382人）		3,476
（主な内訳）	金額	構成比	（主な内訳）	金額	構成比	（主な内訳）	金額	構成比
人件費	2,671	90.2%	人件費	2,946	90.8%	人件費	2,979	85.7%
賞与引当金繰入額	203	6.9%	賞与引当金繰入額	210	6.5%	退職給付引当金繰入額	287	8.3%
退職給付引当金繰入額	87	2.9%	退職給付引当金繰入額	87	2.7%	賞与引当金繰入額	209	6.0%
Ⅱ ①物にかかるコスト		253	①物にかかるコスト		251	①物にかかるコスト		264
（主な内訳）	金額	構成比	（主な内訳）	金額	構成比	（主な内訳）	金額	構成比
庁費等 （主な費目：雑役務費、光熱水料、借料及び損料）	217	85.9%	庁費等 （主な費目：雑役務費、光熱水料、借料及び損料）	223	88.8%	庁費等 （主な費目：雑役務費、光熱水料、借料及び損料）	227	85.8%
その他の経費 （主な費目：旅費、諸謝金、固有資産所在市町村交付金）	20	7.9%	その他の経費 （主な費目：旅費、諸謝金、固有資産所在市町村交付金）	21	8.4%	その他の経費 （主な費目：旅費、諸謝金、固有資産所在市町村交付金）	21	7.9%
減価償却費 （主な内容：物品、ソフトウェア）	7	2.8%	減価償却費 （主な内容：物品、ソフトウェア）	7	2.8%	減価償却費 （主な内容：物品、ソフトウェア）	6	2.3%
その他	9	3.4%	その他	0	0.1%	その他	10	3.9%
②庁舎等（減価償却費）		202	②庁舎等（減価償却費）		189	②庁舎等（減価償却費）		173
Ⅲ 事業コスト		876	事業コスト		949	事業コスト		919
（主な内訳）	金額	構成比	（主な内訳）	金額	構成比	（主な内訳）	金額	構成比
庁費等 （主な費目：借料及び損料、雑役務費、賃金）	718	82.0%	庁費等 （主な費目：借料及び損料、雑役務費、賃金）	782	82.4%	庁費等 （主な費目：借料及び損料、雑役務費、賃金）	776	84.4%
供託金利子	122	13.9%	供託金利子	125	13.2%	供託金利子	106	11.5%
その他	36	4.1%	その他	42	4.4%	その他	37	4.0%

（注1）人にかかるコストの（人員数）は、「人にかかるコスト」等の算出に用いた「職員数」を参考として表示したものであり，本事業に実際に従事している「実員数」や「定員数」を表すものではありません。
（注2）物にかかるコストの（主な費目）は，当該コストの主な費目について金額の多い順に表しており，当初予算ベースで整理したものを参考として掲記しています。

（単位：百万円）

①	フルコスト合計 （Ⅰ＋Ⅱ①＋Ⅱ②＋Ⅲ）	4,293	フルコスト合計 （Ⅰ＋Ⅱ①＋Ⅱ②＋Ⅲ）	4,634	フルコスト合計 （Ⅰ＋Ⅱ①＋Ⅱ②＋Ⅲ）	4,833

○自己収入

（単位：百万円）

	25年度		26年度		27年度	
②	自己収入	－	自己収入	－	自己収入	－

（単位：件）

③	単位：供託事件数	553,864	単位：供託事件数	531,868	単位：供託事件数	558,706

（単位：円）

	供託事件1件当たりコスト （① ÷ ③）	7,751	供託事件1件当たりコスト （① ÷ ③）	8,712	供託事件1件当たりコスト （① ÷ ③）	8,650

【参考】フルコストの算定方法について

供託業務に係るフルコストの算定にあたっては、政策別コスト情報を活用して算定しております。そのため、政策別コスト情報の共通費の配分方法を踏まえて各コストの算定をしております。

１．人にかかるコスト

供託業務が属する政策区分全体の「人にかかるコスト」の金額を、供託業務に細分化するにあたっては、その業務に主に従事していると整理できる「定員数」によって細分化しております。

２．物にかかるコスト

供託業務が属する政策区分全体の「物にかかるコスト」の金額を、供託業務に細分化するにあたっては、その業務に主に従事していると整理できる「定員数」によって細分化しております。

３．庁舎等（減価償却費）

供託業務が属する政策区分全体の「庁舎等（減価償却費）」の金額を、供託業務に細分化するにあたっては、その業務に主に従事していると整理できる「定員数」によって細分化しております。

４．事業コスト

供託業務に係る事業コストとして認識しているコストを計上しております。

５．自己収入

供託業務において，自己収入はありません。

供託業務についての問い合わせ先
法務省大臣官房会計課　電話番号　03-3580-4111（内線：4367）

供託事務処理手続の流れ（概要）

：フルコストの発生

【供託の受理手続】

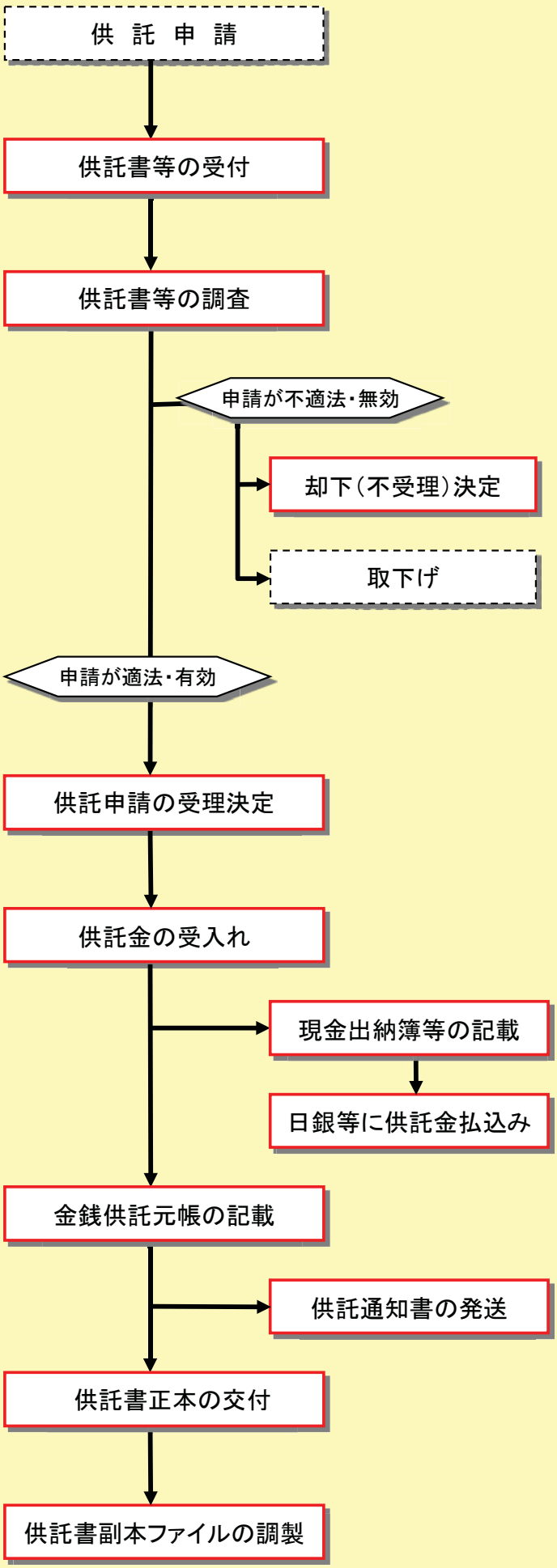
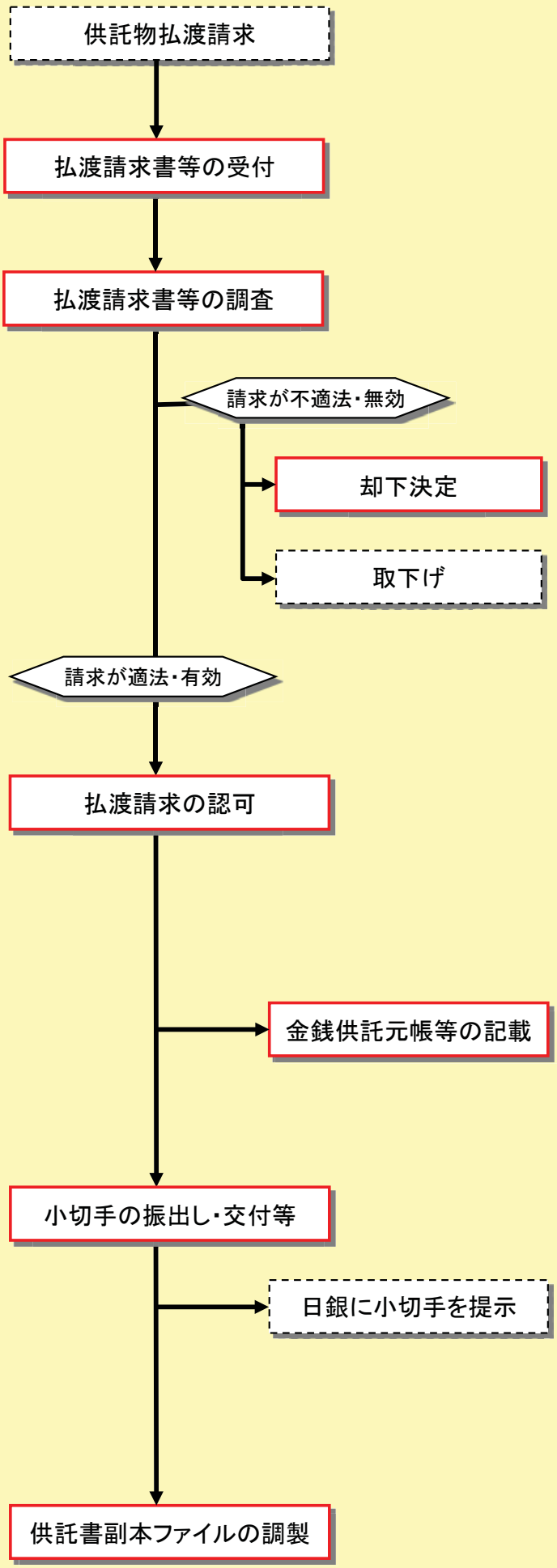
【供託の払渡手続】